平成２６年（フ）第４０３号
北九州市小倉北区神岳１丁目５番38―202号
債務者　坪田　敦樹
1　決定年月日時　平成26年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４２６号
福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿87番地11　住宅型有料老人ホームこの葉
債務者　佐藤　知治
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４３２号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目12番21―201号
債務者　岡田　玲奈
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２０９号
佐賀市嘉瀬町大字荻野612番地
債務者　白浜　道代
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１０号
佐賀市嘉瀬町大字荻野612番地
債務者　白浜智代子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１１号
佐賀市嘉瀬町大字荻野612番地
債務者　白浜佳奈子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１２号
佐賀県神埼市千代田町詫田210番地３
債務者　志岐　祐一
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１８号
佐賀市兵庫町大字若宮637番地１
債務者　秀島　祚薫
1　決定年月日時　平成26年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５８号
広島県福山市御幸町大字下岩成86番地３　ガーデンハイツ悠328
債務者　西山　　淑
1　決定年月日時　平成26年９月５日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１６１号
広島県福山市曙町５丁目24番14―２号、住民票上の住所広島県福山市西新涯町１丁目23番24号
債務者　西澤　潤子
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１２２号
神奈川県逗子市沼間１丁目22番３―406号
債務者　田坂　朋美（旧姓落合・鈴木）
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１９４号
青森市大字羽白字富田30番地19　ラック桜華201号
債務者　中野　　翼
1　決定年月日時　平成26年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９８７号
愛知県春日井市坂下町３丁目349番地44
債務者　清水　良則
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２８８号
名古屋市守山区金屋１丁目13番20号　苑辻301号、住民票上の住所名古屋市守山区新守町75番地　メゾン幸403号
債務者　西村春子こと　趙　　汀南
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２９５号
名古屋市南区鶴里町１丁目10番地　アーバンハイツ太田206号
債務者　假名田祐子（旧姓奥田）
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１３１号
愛知県小牧市篠岡１丁目６番地　県営篠岡住宅15棟801号
債務者　清水順一郎
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１３２号
愛知県小牧市篠岡１丁目６番地　県営篠岡住宅15棟801号
債務者　清水美智子（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部